

林業労働者を支援する「緑の担い手育成事業」について (事業実施に必要な条件や手続きなど)

1 緑の担い手育成事業の概要について

林業労働者が安全で安心して働き続けられる環境づくりを進めることを目的として、次の2つのメニューにより林業事業体を通じた林業労働者支援制度を設けています。

(1) 新規就労者支援事業

林業事業体が、新規就労者に対して貸与するチェーンソー、刈り払い機等の機材や安全作業に必要な防護服、防護ズボン、防振手袋、保護具等を購入する費用に対して助成を行います。

(2) 林業労働者就労環境改善支援事業

林業事業体が、雇用する林業労働者の就労環境等の改善を目的として、専門家への相談や労働安全対策の実施、その他林業労働者が安心して就労できる取組を実施する場合に必要な費用に対して助成を行います。

- ・ 専門家への相談等：社会保険労務士等からの雇用改善のためのアドバイスを受ける費用など
(社会保険加入に関する相談、就業規則整備の相談など)
- ・ 就労環境の改善：作業現場において降雨の際に利用する簡易テントやタープ、救急用具、熱中症対策に係る資機材(熱中症対策のためのファン付作業服等)
- ・ 教育や研修の費用：伐採や路網開設に要する技術者研修への参加に必要な旅費やその他の費用(業務の一環としての参加に限る)
- ・ 労働安全：独自に行う労働安全教育や、労災発生時の対応マニュアル作りなどの安全管理対策、労災保険以外の傷害保険への加入費用など

【詳細は事業実施前に確認の上で取り組んでください】

2 事業実施の条件など

(1) 共通の条件

- ア 林業事業体において「就労環境整備等の計画」の作成が必要です。
(「林業労働力の確保の促進に関する法律」(以下、労確法)に基づく「雇用改善計画」の認定を受けた林業事業体は不要です)
- イ 補助の対象となる林業労働者を、現場作業(造林や伐採)に従事させ、林業の労災保険の対象としていることが必要です。

(2) 新規就労者支援事業の条件等

- ア 対象とする新規就業者(助成は一人当たり1回限りとします)
採用後3年以内の方で、事業実施期間中に通年雇用(雇用期間を定めず1年を通じた雇用とし、季節就労・臨時等の短期は除きます)として採用し、雇用契約等が結ばれていることが必要です。
- イ 府と市町村合わせた補助金額は、総事業費(保護具等購入経費の総額)の4分の3以内。なお、補助金の上限は新規就労者一人当たり12万3千円(事業費16万4千円を超える場合)とします。

(3) 林業労働者就労環境改善支援事業の条件等

- ア 対象とする林業労働者
(2)の新規就労者も含めた、(1)のイの林業労働者の方です。
- イ 府と市町村合わせた補助金額は、林業事業体が前年度に支払った労災保険料の

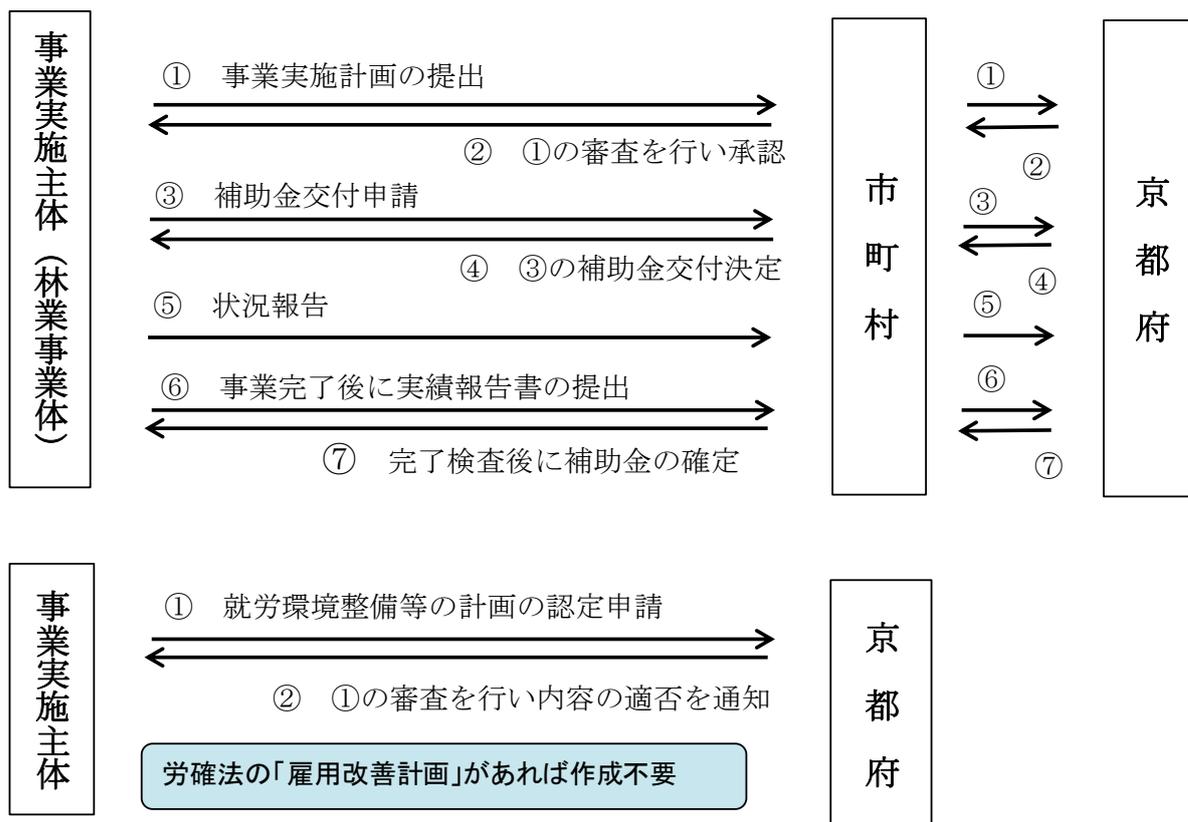
算定基礎となる林業労働者の総賃金をもとに、次式により計算した額を「上限」とします。

$$\frac{\text{労災保険の対象となった林業労働者の総賃金（前年度）} \times \frac{16.5}{1000}}{\text{①} \quad \text{②}}$$

補助金額は、事業に要した経費と補助の上限額との比較で確定します。

3 事業実施の手続きについて

事業実施に関して、関係市町村並びに京都府の各広域振興局等又は農林水産部林業振興課へお問い合わせください。



問合わせ公所名	電話番号
農林水産部 林業振興課 林業経営強化担当	075-414-5019
京都林務事務所 林務課	075-451-5724
山城広域振興局 農林商工部 森づくり推進室	0774-21-3450
南丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室	0771-22-1017
中丹広域振興局 農林商工部 森づくり推進室	0773-62-2586
丹後広域振興局 農林商工部 森づくり推進室	0772-62-4306